

古事記の性質及び其の編述の時代

安 藤 正 次

先日、會の御方が御出で下さいまして、何か、古事記に就いての話をするやうにこのことでもございました。私は、元來、言語學を修めた者でございまして、殊に、日本の古代に於ける言語文章の方を専門に研究致して居る者でございしますが、又、私は、前に、國學の教育を受けました者でございまして、古典と云ふことに就いて、非常に興味を有し、又、國民性の研究と云ふことに就いて、深い注意を拂つて居る一人でございします。研究はまだ極めて不充分でございしますし、考も甚だ未熟ではございしますが、自分の、兎に角今日まで研究いたしました事、又、自分の、今日、抱いて居ります意見を、斯う云ふ機會に於て、皆様の前で申上げて、充分御批評を願ひ、自分の考の間違つて居ります所を訂正して戴くのは、非常に愉快と考へ、本懐と存じますので、御遠慮も申上げず、此席に出て御耳を汚す次第でございします。

今日、御話し申したいと思ひますのは「古事記の性質及び其編述の時代」と云ふ題でございますが、先づ、本論に入るに先ちまして、古事記と云ふものが、從來の學者に、何う云ふ風に見られて居つたか、又、日本の國學の歴史上に於て、古事記なるもの、研究が、何う云ふ風に發達して居つたかと云ふ事の概略を申し上げたいと存じます。

御承知の如くに、日本の昔の歴史を書いたものと致しましては、古事記と日本書紀との二つがございますが、其の古事記に就いての話を申上げるに當つて關聯して申さなければならぬのは日本書紀でございます。日本書紀と古事記と、孰れが、早くから、一般の人の注意を惹いて居つたかと申しますと、言ふ迄もなく、それは、日本書紀でございます。日本書紀は、養老四年に出來たものであります。既に、其の翌年の養老五年に、朝廷に於て、書紀の講義を行はせられたことが見えて居ります。それより後になりましたも、朝廷で、度々、日本書紀の講義と云ふことが行はれまして、現に、今日傳はつて居りますものに依つて見ましても、嵯峨天皇の弘仁三年、次いで仁明天皇の承知十年、陽成天皇の元慶二年、醍醐天皇の延喜四年、朱雀天皇の承平六年、村上天皇の康保二年と云ふやうに度々講義を行はせられたことは、其の時代の私記と云ふものが、今日に傳はつて居りますに依つて知ることが出来るのでございます。是れは、勿論、正史としての講義でございますして、其の講義の任に當つた人は、多くは紀傳道の人、若くは、明經道の人達で、其の説き方は、書紀の記事其の儘を、素直

に解されたことでありまして、別に、之を研究すると云ふやうなことはなく、況や、後世のやうに、之に依つて神道を説くとか、或は、之に依つて日本の道徳を説くと云ふ風なことは行はれなかつたのでございます。江戸時代の國學者は、昔行はれた日本書紀の講義が、惟神の道を説かなかつたと云ふことに就いては、物足らぬ感を懷いて居つたのでございますけれども、後の俗神道家のやうに、之に依つて、色々牽強附會の説を唱へるが如きことが無かつたと云ふので、寧ろ之を喜んで居るのでございます。本居宣長翁が玉勝間の卷三「神のみふみを説ける世々のさま」といふ條下に述べて居らるゝが如きはその意見の一例として見るべきものでございます。

それより後の時代になりましたは、朝廷に於て、公に、日本書紀の講義をせると云ふことは、殆ど絶えたらしいのでありますが、併し全く顧みられなかつたのではございません。是れも、一例を申しますと、有名な話でございしますが、紫式部日記に、一條院が紫式部を評して、此の人は日本紀をよく讀んだ人であると言ふやうなことを仰せられ、其の爲に、式部は、日本紀の局と云ふ緯名を得たと云ふことがあるのに依つても、當時の人の日本書紀に對する觀念を窺ひ知ることが出來ます。それより後になりましたは、土御門天皇の建永年中に顯昭と云ふ有名な歌人が、日本紀歌註と云ふのを著して居ります。此の本は今日傳はつては居りませぬけれども、定家卿の日記の明月記に此の事が見えて居ります。次いで、後嵯峨院、後深草院の頃に、卜部懷賢の釋日本紀(二十八卷)が出て居ります。又

後宇多院の弘安七年には寂惠といふ人の日本書紀歌抄と云ふのが出来て居ります。次いで後光嚴院の貞治年中に忌部正通と云ふ人の神代口訣と云ふものが出来て居ります。又、次いで、後小松天皇の慶永年間に、一條兼良公の日本紀纂疏と云ふものが出来て居ります。又、後土御門天皇の明應の頃には、近衛尙通と云ふ人の日本紀和歌註と云ふものが出来て居ります。兎に角斯う云ふやうに、日本書紀の方は、其の撰進の翌年から引續きまして、解釋なり註釋と云ふものがズツと系統を逐つて出来て居ります。其の解釋の上から見ますと、釋日本紀などには、既に、後世の陰陽五行說或は兩部習合說なども見えて居ります。さうして、其等の最も力を盡して居りますのは神代卷で、色々の説を集めてありますが、此の釋日本紀などの遺方と云ふものは、其の前から行はれて居りました、神代の歴史を、各々の一家の考で説かうとする傾向が、其の時代に著しくなつた結果として現れて居るのであります。又、忌部正通の神代口訣などといふ書の解釋の仕方も、矢張り、神代卷を説くのに、儒教や佛教の教を以てしたものでありまして、其の書の凡例にも、神道が儒佛二教に異ならないのは是れは天地の道理であるからだといふやうな風に説明して居ります。

日本書紀の方の解釋は、斯の如き有様で傳はつて来て居りますが、然らば、日本書紀と相並んで、昔の歴史を見るに缺く可からざるものである所の古事記の方は何うであるかと考へて見ますのに、古事記は、江戸時代以前には、殆ど、學者間の問題になつて居なかつた様でございます。既に、本居翁

の古事記傳の卷の一にも其の説が見えて居りますが、昔から、此の書には、註釋のあると云ふことを聞かない、唯元々集と云ふものに或記と云ふのが引いてある、其或記の下に割註をして、古事記の釋と書いてある、之に依つて見ると、昔、古事記の釋とか、或は古事記の釋註と云ふものが有つたのであらう、併し、是れは、今は傳はつて居ないと云ふのが本居翁の説明であります。本居翁の歿くなつた後に、世に出ましたものに、古事記の裏書と云ふのがございます。前の元々集に引いたらしい古事記の釋註と云ふものは、無論傳はつて居りませぬから、此の古事記の裏書と云ふものは、江戸時代以前の古事記の註釋書で、現存して居る唯一のものでございます。此の古事記の裏書と申しますものは、文永十年の二月十四日に、兼文と云ふ人が註したといふ奥書がありますが、兼文は、卜部家の人でありまして、卜部秘事口傳抄に文應の大嘗會の事を記した文の中に、此の人の名が見えて居りますから、其の時代を知ることが出来るのでございます。——序でに申上げて置きますが、古事記の裏書といふ書は、古事記の上卷中卷と二卷の裏書でございます。岸本弓弦が発見した書でございます。文政五年に版になつて居ります。

斯う云ふ風な有様でございますして、江戸時代以前には、日本書紀は盛に持囃されましたが、古事記の方は、殆ど顧みられなかつたのであります。註釋書も、今申しました通り、古事記の釋註と云ふものは有つたとしても、裏書と併せまして、極く粗略なものが、ただ二部有つたさしか考へられないの

でございます。それで、古事記と云ふものが、一般に行はるゝやうになりましたのは、無論、只今申した通り、江戸時代からであります。刊行の方を見ますに、日本書紀は、既に、慶長四年に、後陽成天皇の思召で、其の神代卷の二冊が、活字を以て刊行されて、所謂慶長勅版本として、今日に傳はつて居ります。而して、其の後慶長十五年五月には、日本書紀の全部が刊行せられて居ります。古事記の方は、近藤守重の御本日記附註に依りますと、慶長年間に、天下の遺書を採訪された時に、吉田の神龍院梵舜の進献した古書の中に、古事記の書が見えて居ります。併し刊行は後れまして寛永二十一年が古事記の出版された初でございます。次いで貞享四年の度會延佳の鼈頭古事記と云ふものが出版せられ、享和三年には本居宣長の訂正古訓古事記が公にせられて、それから一般に廣まるやうになつたのでございます。

日本書紀や古事記が、江戸時代に於て研究された歴史は、茲に詳しくは申し上げませぬ。併し、茲に、古事記の性質を明かにする上に於て申上げて置きたいのは、江戸時代の學者の、古事記や日本書紀に對する態度でございます。是れは、私が分類して見ますのに、凡三つに分れて居つたと言ふことが出來ようと思ひます。即ち、其の一は、日本書紀を重んじて、古事記を、日本書紀の次に置かうとする考を抱いて居つた學者であります。二は、古事記を尊んで、日本書紀を斥けようとした人々であります。三は、古事記も日本書紀も、共に各々長處があり、又短處もある、又、古事記日本書紀以外にも古

い傳があるから、外の古典をも參酌しなければならぬと云ふ、いはば折衷論者でございます。

先づ、第一の、日本書紀を主とする學派に就いて申しますが、日本書紀を主とすると申しても古事記を全く捨てること云ふのではないのでございます。此の學派にも、亦、分類すれば、色々の分派がございます。第一には、日本書紀は、朝廷の正しい歴史である、記事が豊富であるからと云ふのでありまして、是れは、古くから有つた説でございます。新しい國學が起つて、古事記の重んずべきことを主張しました以前に於ては、大抵の學者は、正史として、國史として、日本書紀の價値を疑ふ者は無かつたと言つて宜しいのであります。既に、慶長勅版本の神代卷の跋の中にも、清原國賢卿が、日本書紀歷代之古史也と云つて、其の説を述べて居りますし、又、谷川士清も、日本紀通證の序に、此の書は、萬世の本書であると云ふことを述べて居りますが、此等も矢張り其考から來て居るのであります。古事記の出來た後、間もなく、日本書紀の出來たのは、要するに、古事記に缺點があつたからであると云ふのが、多く其の論の根據になつて居るらしいのでございます。然らば、其の缺點とは、如何なる缺點であるかと云ふやうなことは、昔の學者は論じて居りませぬので、唯々古事記が出來てから後、間もなく、更に、日本書紀が撰述されたのは、要するに、古事記が不十分であるからであると云ふ議論になつて居るのであります。

さう云ふ論を、更に、細かく進める様になりましたのは、江戸時代の國學者、即ち、加茂真淵翁で

あるとか或は本居宣長翁などが、頻りに、日本書紀は唐心のものである、唐心を以て日本の歴史を書いたのである、古事記は、大和心を以て書いたのであるから貴い、日本書紀の方は、古事記に較べれば、文飾が多いと云ふ點から見ても劣つて居ると云ふやうなことを主張せられる様になつてから、其の反對の議論が起り、ナニ古事記よりは日本紀の方がよいと云ふことを論ずる學者が現れて來たのであります。其の一人は橘守部であります。守部は、殊に、鈴屋學派に對し異論を唱へた人であり、或點に於ては、中々徹底した論議をして居ります。守部の日本書紀尊重説は、其の著、稜威道別の總論に見えて居りますが、其の要點を申しますと、日本書紀は、其の編纂以前、十五六代の間埋もれ來つた古いものを探り求めて編纂したものであるから、寔に、廣く厚く十分に具はつて居る、古事記より優つて居る、本居宣長は、古事記傳に於て「唐心あり」と云つて、之を貶して居るし、又、別に、警華山蔭といふ書を作つて、日本書紀の文章を一々引出してまで難じて居るけれども、此は、古い傳も知らず、又、此の書の出來た謂れも知らない言葉であると言ふやうな説でありまして、日本書紀の中に、漢文の潤色などが、此處彼處に見えて居るけれども、其は、己むを得ないことであると云ふやうな風に解釋して居るのであります。

次に、日本書紀を重んずる學派の中でも、もう一つ異つた見方をして居るのは、古事記は、祖を混じ統を紊る、書方が不正であるからいけない、日本書紀の方は、之れに反して、其の記事が正しいか

ら、之れを、國史の最も良いものと見るべきであると云ふのであります。谷川士清の日本書紀通證の卷之一に引いてある龍熙近の説の如きがそれでありす。尙、斯う云ふ説は、垂加神道の流を汲んで居る人達の間に行はれて居つたのであります。伊勢の外宮流の神道家も、稍々之に傾いて居つたのであります。然らば、其の祖を混じ統を紊ると云ふのは、何う云ふことを指したものであるかと申しますと、古事記では、天之御中主神を以て、天地初發之時に成りませる神としてあるが、此の天之御中主神は、臣民の祖先である、皇室の御祖先は國常立神であるから、古事記の傳は誤つて居る、日本書紀の如くに國常立尊を最初の神と立てるのが正しいと云ふ議論であります。斯う云ふ説も、一時は、或一派の學者の間には盛に主張せられて居つたのであります。多門正玄と云ふ人の神道或問と云ふ書の中に見えて居ります春原信直の説もさうであります。又、垂加流の神道家である小野高潔と云ふ人の神學納涼問答と云ふ書がありますが、其の中にも、矢張り、古事記の方は、祖を混じ統を紊るものであると云つて、同じ様なことを述べて居ります。其の議論を、一々申しますと長くなりますが、其の一節を申し上げますと、古事記は、實録であるけれども、天神を重んじて皇祖を次として居る、是れは君臣の系脉が紊れて居ると謂ふ可きである、我が大御國は、君臣を以て道を立て、四民は其の中に統べられて居る、儒教が、五倫を立てると同じ事ではない、天之御中主神は、天神であるけれども、其の末裔は皆臣下である、高皇產靈神、神皇產靈神も之に同じである、然るに、皇祖國之常立神より

上に記してゐるのは、是れは、君臣を紊つたのではないか云々と云ふやうなことが論じてあります。祖を混じ統を紊ると云ふ事を、詳しく説いてゐるのは此神學納涼問答の説であります。尙之に次いで申すべきのは、沼田順義と云ふ人の級長戸風と云ふ書がありますが、其の端書に論じて居る事であります。此の沼田順義といふ人は、舊事記を尊ぶ學者でありまして、古事記を偽書と云つて居ります。是れは特に申上げる必要もありませんが、話の序として申上げますれば、其の論ずる所は、第一に、和銅四年に、元明天皇が、太安萬侶に詔して古事記を撰ばしめたと云ふけれども、其の八年の後に、日本書紀を撰まれた舍人親王は、全く、古事記を顧みられなかつた、此の事は、古事記を撰ばれたことが、日本書紀の中に見えては居ないので明かに知ることが出来る。第二に、日本紀に引いてある一書と云ふのは、大抵舊事記の文であつて、古事記に似たのは稀である。第三には、日本書紀に、安萬侶が氏の長者であつたと云ふことは記してあるけれども、古事記を撰んだと云ふことは見えて居ない、和銅七年に、紀朝臣清人等に詔して、歴史を撰ばれた事は記載してあるけれども、和銅四年に、安萬侶に詔せられた事は見えて居ない、斯う云ふ風な事に依つて見ると、古事記は偽書である。と云ふやうな考なのであります。尙もう一つ、川北朝弘と云ふ人の神代參考談と云ふのがありますが、其の中にも矢張り偽書説が出て居ります。此等の古事記偽書説の取るに足らぬことは言ふ迄もありませぬが、兎に角、今申上げました所は、即ち、日本書紀を主とする一派の考なのであります。

次に、古事記を主とする方の論でありますが、此の事は、申す迄もなく、賀茂眞淵翁以來の國學者の唱へる所でありまして、既に、眞淵翁は、冠辭考の初にも述べて居りますし、一々、此の事に就いては申上げる必要はないと考へます。但し、眞淵翁、宣長翁を初め、其の流を汲んで居る學者が、日本書紀は唐心で書いたものであり、古事記に較べては劣つたものであると云ふ風に考へて居たのは申す迄もありませぬが、併し、全く、日本書紀と云ふものを斥けてしまつたのではございませぬ。要するに、日本書紀は、文飾に流れて居つて、何うも、昔の眞實を失つて居ると云ふ考なのであります。

次に、申上げたいのは、今述べました日本書紀尊重論者古事記尊重論者に對して、折衷取捨を唱道する學派であります。是は、古事記日本書紀其の他の古い書物の中から、其の書いてある事柄が、實際に近く、又、稍々正しいと見ゆるものを取つて、其を綜合して、一つのシステムを立てようと云ふ考なのであります。此の考から申しますと、例へば、古事記なら古事記の傳、日本書紀なら日本書紀の傳を、それを、一つの傳と見ずに、それは、色々變形したものであり、色々の影響を受けたものであるから、其等の古事記、日本書紀及び其の他の古書の傳を綜合して、即ち、甲から一部分取り、又、乙から一部分、丙から丁からと云ふ風に、それ／＼の古書から、善いと思はるゝ點だけを取つて、さうして、後世の頭腦で、一つの神代史なり古代史を作り上げようと云ふ考なのであります。新井白石の如き、又、平田篤胤の如きが、即ち、此の一派に屬するものであります。白石の、さう云ふ考は、

古史通や、古史徵或問などの中に説明してあります。白石の説いて居ります所、又、白石の取捨致しました所は、國學者、神道家の折衷した點とは違つて居ることが多くありますけれども、要するに、其の考の傾向と云ふものは、後に、平田篤胤翁が有した考と相通じて居ります。篤胤翁の古史成文などは、同じ考方から出たのでありまして、其の實際の遣方、實際の趣意と云ふものは勿論違つて居りますけれども、其の思想の傾向と云ふものは同じと謂つて宜からうと思ひます。先づ、以上申しました三つの學派の中で、此の最後の折衷論者の勢力が、江戸時代の末には最も盛であつたと謂つて宜からうと思ひますが、其の影響は、尙明治の代にも及んで居つたのであります。

以上申述べました所で、大體、この古事記と云ふものが、從來、我が國の學者の間に、何う云ふ風に考へられて居つたか、何う云ふ風に批判されて居つたかと云ふ一端を申上げたところ考へますが、次に、更に轉じて、古事記と云ふものが、我が國の文獻の上に於て、如何なる地位に在るかと云ふことを申上げたいと思ひます。

我が國では古代には文字は無く我が國の文字は外國から來たものであります。後漢字が這入つて來まして、此が我が國の國字として専ら用ゐらるゝやうになり、更に、後世になつて、平假名、片假名と云ふものが發達して參りました。今日では、漢字及び平假名、片假名が國字として用ゐられて居りますが、此の漢字が初めて我國に入りました時代と云ふものは無論明かではございませぬ。應神天皇

の御代に、漢學が輸入したと云ふ事は歴史に記されてありますけれども、是は公に傳はつたことが國史の上に見えて居るのであります。無論、久しい以前から、朝鮮支那との交通が開けて居つたのでありますから、支那の文字といふものも、餘程以前から這入つて居つたと云ふことは想像し易いのであります。併し、此の漢字を用ゐて、我が國の言葉を記し、事柄を記録に遺すと云ふやうなことは、比較的後世の事であります。歴史に見えて居ります所では、日本書紀の仁德天皇四十一年の條に、紀角宿禰と云ふ者を百濟に遣はして、始めて國郡の疆場を分つて、具さに郷土の所出を録すと云ふやうなことが見えて居ります。是れが、國史の上に、記録と云ふことの見えた一番初であります。それより後には、履中天皇の四年の條に、諸國に國史と云ふものを置いて、色々の事を記させたと云ふことが見え、猶其の後になりましたも、色々の時代に、色々の記録が有つたと云ふことは、日本書紀に記されて居ります。是れは、一々申上げませぬが、兎に角、さういふやうに古い時代から記録と云ふものが有つた。有つたのであります。其記録を司つた者は、何う云ふ者であつたか、又、其の記録の記し方は何うであつたか、漢字を用ゐて我が國の言葉を表はす、其の表はし方が、何うであつたかと云ふことは、日本書紀の上に記されてある事實に依つては、考へて見るものが、殆ど出來難いのであります。併し、幸に、推古朝時代の佛像の光背の銘であるとか、或は、其の他の金石文とか、さう云ふものに依つて、略々推察することが出来るのであります。猶、稍々後の時代に在つては、正倉院の文

書などによつて、當時の文字の遣ひ方、或は文體と云ふやうなものを推察して知ることが出来ます。尙又、さういふものを書いた人は何う云ふ風の人であつたかと申しますのに、是は、支那又は朝鮮から歸化した人達の手に成つたものが多いのであります。所謂史部であるとか或は東西の文部であるとか、さういふ人達が、主として、此を扱つて居つたらしいのであります。又、さういふ文學記録の事以外に於ても、政治の上に於ける歸化人の勢力と云ふものは、頗る盛であつて、租税の事なり、法律の事なり、此等が、多く、歸化人の手に依つて行はれたと云ふことは、歴史の上から之を證明するところが出来ると考へます。

古代の文學記録の事に就いて、一々申上げますと、非常に時間を要しますから、簡単に申上げて置きますが、古代の文學記録の、今日から論ずることが出来、證明することが出来ますものについては、古事記の文體なり、又、古事記の言葉遣なり、或は、古事記の漢字の用方を比較して見ますと、古事記三卷は略々之を推古時代の他の一般に行はれて居つたと考へ得る文學と同じ體のものとして宜からうと考へられます。これは、稍々後のものでありますが、正倉院の文書などの文體と、古事記の文體とを比較して見ますと、漢字の轉倒法を殆ど顧みずに、自由に、之を用ゐる、我が國の言葉に當符する様に書いてあります。丁度、後世の例を取つて申しますと、東鑑の文體、或は、更に、他の例で申しますと、普通の書簡文などが、漢文の正しい轉倒法を顧みずに自由な遣方をして居りますが、あゝいふ風に、

文字の轉倒を、國語に適ふやうに、寧ろ、國語に適ふと云ふことを主にして使つて居る、さう云ふ風な點が多いのであります。又、漢字の助詞の遣方であるとか、或は、漢字の字音の借方と云ふ如きものが、總て、其の時代の通俗の書方と一致して居ると見ることが出来るのであります。尙又、系譜の書方、即ち何天皇の御子には何と云ふ御方があると云ふやうな事の書方は、是れは、上宮記の逸文の書方と、古事記の中にある、王子或は其他の方々の御系譜を書いた其の書方と一致して居ります。是は、極めて大略のお話でありますが、要するに、文體の上から、或は、用語の上から、又、用字の上から、總て、古事記の書方と云ふものは、十分に、漢文脈に従つたのではなくして、其の時代の通俗の書方に従つたと云ふことが申されるのであります。其の時代の通俗の書方に従つたと云ふことが、古事記の性質を論ずる上に於て一の重要な點となるのであります。

次に申上げたいのは、古事記の撰述の次第であります。古事記を撰ばれました次第は、御承知の通り、古事記の序文に依つて明かでありませんが、此の序文の解釋の仕方も、亦、いろいろ、學者の議論の種となつて居ります。古事記の序文に依りますと、天武天皇が、稗田阿禮をして誦習せしめられた勅語の舊辭と云ふものを、仁明天皇が、太安萬侶朝臣をし撰録せしめられたと云ふ事が其の要點であります。古事記傳の説に依りますと、古事記は、天武天皇が、稗田阿禮に、親しく諷誦せしめられたのである、其の口傳を、太安萬侶が、阿禮の口づから聽いて、之を、文字に書表はしたのであると云

ふ本居翁の考であります。即ち、古事記の序文に、勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭とある、此の令誦習と云ふのは、書物を離れて、ソラに暗誦せしめられたのである。さういふ風に、文字に書き表はさずに、口に暗誦せしめられたのは、蓋し、辭を重んじたからである、文字と云ふものを軽く御覽になつて、辭の方を重んじられたから、稗田阿禮をして暗誦せしめたのであると云ふのが、大體の考になつて居ります。併乍ら、この令誦習と云ふのは、暗説せしむることではない、古代の記録の區になつて居るのを削定して、而して、それを讀ませたり、或は訓點を附けさせられたりしたのであると云ふのが、既に、先輩の説になつて居ります。誦習と云ふのは、無論さういふ風な意味なのでありませうが、爰で、問題になりますのは、帝王の日繼と云ふこと、先代の舊辭と云ふことであります。帝王の日繼と申しますのは、是れも既に先哲の論じて居らるゝ如くに、天皇の歴代の御系譜であらうと考へられます。それから、先代の舊辭と申しますのは、——舊辭といふことは、平田篤胤翁などは古語であると云ふ風に解釋されて居りますが、これは、矢張り、本居翁などの説の如くに、古い傳といふ風に解釋すべきであらうと思ひます。此の事は彼の新撰龜相記などにも、本辭或は舊辭といふことが見えて居りますから、それと同じ遣ひ方で、やはり、古い傳と考ふ可きであらうと思ひます。尙、序文に依りますと、天武天皇の思召は、當時、諸家で持つて居る所の帝紀及び本辭が、既に、正實に違つて、多く虚偽を加へて居る——爰で申します帝紀といふのは、後にあります帝皇の日繼と同

じ意味でありませうし、本辭と云ふのは、舊辭と略々似寄つた事と見て宜からうと思ひます。その本辭といふのと舊辭といふとの間に差別を附けて見ますと、舊辭といふ方は、古い時代の傳といふことであり、本辭と云ふ方は、或者或家の本系を傳へたものである、即ち、本に遡つて、斯う云ふ事は斯う云ふ由緒があるのであると云ふ傳を指して本辭と申したのであらうと思ひます。兎に角、當時の帝紀及本辭が、色々事實に違つて居る、さうして、虚偽が加はつて居る、今の時に、之を改めなければ、遂に、其の旨が滅びて了ふであらうと云ふ御考からして、帝紀を撰録し、舊辭を討覈し、偽を削り、實を定めて、後世に傳へようと思ふ思召が起つたのであります。

所が、天武天皇紀を見ますと、十年三月に、川島王子に仰せられて、國史を撰ばしめられた記事があります。それは、斯う云ふ風に書いてあります。

十年三月丙戌天皇御于大極殿以詔川島皇子忍壁皇子廣瀨王竹田王桑田王三野王大錦下上毛野君三千小錦中忌部連首小錦下阿曇連稻敷波連大形大山上中臣連大島大山下平群臣子首令記定帝紀及上占諸事大島子首親執筆以錄焉

之に依つて見ますと、天武天皇は、公に於ても、さういふ國史編纂の事を詔せられて居ります。又、一方に於ては、稗田阿禮に仰せられて、今日の言葉で以て申しますと、國史編纂の事に従事せしめられたのであります。

爰で、疑問になりますのは、一方に於て、朝廷で編纂せらるゝに拘らず、單に、其の職は舍人である所の稗田阿禮を相手にせられて、斯う云ふ事業を御始めになつたのは、何う云ふ譯であらうかと云ふ點であります。更に、もう一つ疑問となりますのは、太安萬侶朝臣は、和銅四年の九月十八日に、元明天皇の詔を承つて古事記を撰び、同五年の正月二十八日に、之を撰進して居ります。所が間もなく、養老四年に撰進せられました日本書紀も、亦、此の太安萬侶朝臣が、其重もなる編纂の任に當つて居ります。日本書紀の中には、舍人親王の御名だけが覚えて居りますが、弘仁私記の序に依りますと、太安萬侶朝臣なども、舍人親王と共に、日本書紀を撰ばれたと云ふことが記されて居ります。若し、此の弘仁私記の序にある傳が正しいと致しますと、何故に、日本書紀の記事の中に、古事記撰述の事が見えないのであるか、又、何故、日本書紀編纂の上に、古事記を採用しなかつたのであるか。日本書紀の神代卷を見ますと、古事記と同じ傳であることが少ない。又、兩者の間に大分の相違がある。殊に、其の相違の著しいのは、天照大御神の御出現の所であります。古事記の方では、禊の時に、左の目を御洗ひになつたときに天照大御神が御出現になり、右の目を御洗ひになつたときに月讀命が御出現になり、また御鼻を御洗ひになつたときに建速須佐之男命が御出現になつた、斯う云ふ記事になつて居りますが、日本書紀の方は天下之主たるべき者を生まうと云ふ思召からして、天照大神が御出現になつた事に記してある。さう云ふ風に、重大な點に於て相違があります。尙又、出雲の大國主神

の記事なども、日本書紀の方には殆ど見えないと言つてよいのであります。尙又、先程一寸申上げました或論者の説の中にも有ります如くに、日本書紀の方では、天御中至尊の御出現に就いては一書の中に記されてあるだけあります。此等は、一二の例でありますが、若し、太安萬侶が、日本書紀の編に重要な地位を占めて居つたならば、何故、此の古事記の傳を加へなかつたのであるかと云ふことが疑はしくなるのであります。

それに就きまして、或人の説では、太安萬侶朝臣が、日本書紀の編纂に與かつたと云ふ事は、後世のものに見えて居るだけであるから、却つて、其の方が疑はしい、即ち、太安萬侶朝臣は、古事記を書かれただけであつて、日本書紀の方には關係せられなかつたのであらう、それであるから古事記の中にある傳が、日本書紀の中に餘り重きを爲して居ない、殆ど、其の中に見えて居ないと謂つても宜いのではないかと云ふ考もあります。併し、是れは、次の様に解釋すべきではなからうと思ひます。古事記の序文の中に、勅語の舊辭 云ふのがありますが、此の勅語の解釋の仕方が、從來の多くの説では、天武天皇が、稗田阿禮をして誦ませられた舊辭であるから、それで勅語の舊辭といふのであると見て、即ち、此の勅語と云ふことを、單に、天皇の仰に因つた舊辭と云ふ風に軽く視て居るのであります。併し、是れは、私の考へる所に依りますと、寧ろ、此の勅語と云ふ字を重く視る可きであつて、天武天皇が、親ら辭を加へられたと云ふやうな意味に解釋すべきである、單に、斯う云ふ事を

覺えろとか、或は、斯う云ふ事を誦めと仰せられた軽い意味でなくして、之を強めて申しますと、天皇が今までの多くの記録の中からして是れは採る可きである、是れは採る可からざるものであると云ふ風に、御自身で削定を加へられた所の、舊辭と云ふやうな意味に解釋すべきであると思ふのであります。申さば、古事記の方は、天武天皇御自身で御撰びになつた古代の歴史と謂ふ可きである、一方、朝廷に於て、先程申上げました、多くの人々に命じて撰ばしめられたのは、是は朝廷の歴史である、寧ろ、政治の方に重きを置かれた歴史である、古事記の方は帝皇の日繼と云ふ事を重んぜられたものである、斯う云ふ風に解釋すべきではないかと思ひます。古事記の神武天皇以下の御卷の書方を見ますと、歴代の皇室の御系譜と云ふ事に専ら重きを置いてありまして、政治上の出來事などは極めて輕んぜられて居ると申して宜からうと思ひます。是が、即ち、只今申しました、古事記は帝皇の日繼と云ふ事を主にしてあると申すべき所以であると思ふのであります。然らば、神代卷の方は何うであるかと申しますのに、是れは、當時、色々の傳が有つたに相違ない事は、色々の點から立證出來ますが、一例を申しますと、延喜式の祝詞の中の鎮火祭の詞であります。あの鎮火祭の詞の中にある傳は、古事記にも日本紀にも見えて居ない。或は、龍田の風祭、廣瀬の大忌祭の傳なども、他の古書には見えて居ない所のものであります。さう云ふ風に一二の例を挙げただけでも、古事記日本書紀と異つた傳がありますから、斯う云ふ時代に、種々の古典が有り、種々の舊辭本辭と云ふものが存して居つて、

其の中からして善いと思召した或種類のものを御擇びになつて、而して、神代の有様を明にするに足るやうに、御編成になつたものであると思ふのであります。

古事記の神代巻を通じて見ますと、其の組織が、極めて整然と立つて居りまして、大體、之を、高天原を中心とせる時代、出雲を中心とせる時代、日向を中心とせる時代と云ふ風に三つに大別することが出来ます。更に、細かな目に就いて見ますと、先づ、第一に天地開闢及び高天原の事が見えて居ります。其の次には、神祇の種別とも申すべきもの、別天神でありますとか或は獨神とか、或は二柱づゝの神とか、或は隱身の神とか、現世の神とか、さう云ふ風な考が現れて居ります。其の次になりまして伊邪那岐伊邪那美二柱の神の修理固成の事が見えて居ります。其の次に、伊邪那美命の神去りました事が有りまして、此の中には、生死の親念、黄泉神の事があります。其の次には、伊邪那岐命の禊祓の事、其の次には、三柱神が高天原と夜之食國と海原を所知召す事が見えて居ります。其の次には須佐之男命の天降られた事、次には、國土に於ける須佐之男命の事、次には、大國主神の事業、次に、高天原と出雲との交渉、其の次には天孫降臨の事、次いで高千穂宮の事と云やうに一貫した系統立つた一つ神代史になつて居ります。是は、單に、それ／＼の家には傳はつて居つた記録を繼ぎ接ぎして集めたものでありますとか、或は、單に、斷片的のものを排列したと云ふのでなくして、或一定の考があつて、一つの、確な方針に従つて編纂せられたものと見ることが出来るのであります。是は、無論、

天武天皇御自身で總て編纂なされたと見ることは出来ないのであります。御着手になつて居つて、稗田阿禮をして助けしめられて、而も、其の事が十分に終はらぬ内に崩御になつて、其の後和銅に至つて、太安萬侶朝臣が之を載録したのである。故に、此の編纂と云ふ事は、天武天皇が御着手になつて、太安萬侶朝臣が之を完成したと見て宜からうと思ふのであります。

更に、古事記と日本書紀とを較べて見ますと、前に申しました通り、此の兩者の間には、大分、色々の相違があります。若し、太安萬侶が、實際、前に申しました様に、日本書紀の編纂に就いて、重要な地位を占めて居つたとするならば——重要な地位を占めて居つたと云ふのが一般に行はれて居る説であります。若し、然うであるとすれば、前に申しました疑問は、何う解釋が付くかと言ひますのに、日本書紀と云ふものは、舍人親王の時に、全部編纂せられたものでないと云ふことは申して宜からうと思ひます。彼の、蘇我氏の亡びた時に、色々の國記と云ふものが有つて、船史惠尺が、之を、火の中から取出して、中大兄皇子に奉つた云ふことが見えて居りますが、既に、其の時代に於て、國史と云ふやうなものが、随分有つて、更に、天武天皇の十年に、多くの人をして編纂せしめられた國史も有つた。其の次に、又、續日本紀に依りますと、和銅七年に國史を撰ばせられたことがある。是は、或人の説に依ると、所謂假名日本紀であると云ふ事でありませぬ。是も、今日は詳しく申上げませぬが、兎に角、さう云ふ風に、歴代の編纂せられた歴史があつて、其を、舍人親王の時に、更に書

が繼れて、日本書紀三十卷と云ふものに爲されたのであらうと思ふのであります。即ち、彼の時に、全部新しく編纂されたのでなくして——一部分は無論修正を加へられたのでありませうが、其の修正は一部分であつて、大體は、元の儘で、更に、足りない所を書き足して、日本書紀三十卷と云ふものになされたのであらう、随つて、編纂の上に、太安萬侶朝臣の意見を加へる餘地も、それ程なかつたのであらうと、斯う云ふやうに解釋すれば、前の疑問は、幾分か解けようかと思ふのであります。

もう一つ申上げて置きたいのは、古事記と日本書紀との間に於ける假名の使方の相違であります。御承知の通り、古事記の假名書の部分は、他の古書の假名と同じ様でありますし、又、萬葉集に使はれて居る假名とも大體同じであります。祝詞などに見えて居るのも大して相違はありませぬ。然るに、日本書紀に見えて居る、歌を書いてある部分とか、或は、訓註を書いてある部分などは、非常に難かしい漢字を使つてあります。是も、一方から申しますと、先程申した通りに、古事記の文體なり或は其の書方と云ふものは當時の普通文である——普通文と云ふと、少し曖昧かも知れませぬが、當時の言葉通りに書表はした。今日で申しますと即ち、言文一致の書方である。所が、日本書紀の方は、所謂漢文である。随つて、古事記の方を通俗體と申せば、日本書紀の書方は所謂官府體である、或は古文體と云つても宜いかも知れませぬが、さう云ふ風な區別が有るのではないか。それで、假名書の部分も通俗なものとは模様をかへたのであるまいか。これは確には申されませぬが、今日までの考では

さう云ふ風に見たいと思ふのであります。

最後に、もう一つ申上げて置きたいのは、兎に角、古事記は、其の序文に於て明かになつて居りま
す通り、天武天皇の御思召に因つて、其の本が開かれて居るのである。天武天皇といふ御方は、日本
の神祇史の上に、非常に重要な時期を劃されて居る御方であります。先づ、天武天皇の御代に於ける
神祇崇敬の事を見ますに、年中行事抄に引いてある官私記と云ふものに依りますと、祈年祭は、天武
天皇の四年二月に始められたと云ふことであります。公事根源にも同じ事が書いてあります。是が、
若し、信用すべきものと致しますると、祈年祭と云ふ事は、古くから有つたのでございませうが、明
かに、之を定められたのは、天武天皇の御代の事かと考へられるのであります。元來、祈年祭と申す
事に就ても、色々學者間に議論があるのであります。彼の、延喜式の祝詞式に見えて居ります祈年
祭の祝詞の文に依つて見ますと、年穀の豊穰を祈ると云ふのは一部分でありまして、國家の發展を祝
福する、國運の隆盛を祈請することが大眼目になつて居るらしいのであります。所謂年穀の豊穰を祈
ると云ふのは、後に附加はつたものではないかと云ふやうにも考へられますが、若し然うであると致
しますれば、或は、天武天皇の御代あたりに、さう云ふ事が附加へられたのではあるまいか。是は推
想的の議論でありますが、一方、天武天皇の御代に、廣瀬の大忌祭とか、龍田の風神祭と云ふものが
始められた事實がありまして、而して、此の廣瀬龍田の二つの祭は、殊に年穀の豊穰を祈る所の祭と

してありますから、其に關聯して考へて見ますと、祈年祭と云ふものを定められて、毎年行はせられる様になつたのは、或は、天武天皇の御代が、其の初ではないかと云ふやうな考が出て来るのであります。而して、此の祈年祭の外に、廣瀬の祭、龍田の祭が、天武天皇の御代に行はせられたことは日本書紀に見えて居ります。尙又、伊勢神宮の、二十年に一度の遷宮と云ふ事も、天武天皇の御代に始められた事でありませう。又、天武天皇五年の八月には、詔して、四方に大解除を行はせられたと云ふ事が、日本書紀に見えて居りまして、更に、七年十年にも行はせられて居ります。此の大解除と云ふことは、前にも行はれたのでありますが、多くの弊害があるからと云ふのに、孝徳天皇の二年に、大に其の弊害を指摘せられて殆ど禁せられた位になつて居りましたが、天武天皇の御代には、之を盛に行はせられて居る。斯う云ふ風に考へて見ますと、天武天皇と云ふ御方は、大化の革新前後、支那の風潮が盛に我國に入來つて、總てが、支那の影響を受け、又、一方では、佛教の影響を受けた、其の後に御出になつて、非常に神祇を尊び、又、我が國の昔の事を明にすると云ふことに御心を御注ぎになつた御方で在らせられて、其の一つの御事業として、古事記のやうなもの、編纂に御心着きになり、今までの、色色謬つたる事を正して、之を、後世に傳へようと思召されたのではあるまいかと考へるのであります。

尙申上げたい點もありますが、大分時間が長くなりましたから、是で失禮致します。(完)

葦酒霑面白く拜見致候。非葱等につきては明末より清朝初期の神史小説にも興味ある熟語あり。非臭き奴とか葱喰ひ小僧など特種罵詈訕あり。これも佛教の感化より出でしものか。攻究すべき價あり。愚考仕候。迂生近頃近松物の穴探を試み居候が淨瑠璃本の骨子。これもまた多く支那小説に歴踏致すものあり。阿部安名の葛の葉合那の辻などは明末の戯曲にあり。柳亭種彦の田舎源氏の如きも紅樓夢を燒直せしもの、如く見受申候。昨夜「四淫齋」と題する風刺的韻文集を繕き其處巻頭に「妓女拜石」と題して三人の支那婦人が天然石に香華を獻げて叩頭三拜九跪致す繪畫あり。本文に於ては「妓女拜姻縁石祝文」雜年月日。寮口老舉大嬸。謹以楮帛香燭。致祭手姻縁石之面前而祝之曰。云々。書き始め文體及文意に於て彼の廣隆寺牛牛祭の祭文の同様のものを見受候間御參考も相成候。存候間加藤博士に御話置被下度候。(ドクトル上田恭輔氏書信の一節)